

くまの労基



ひと、くらし、みらいのために
熊野労働基準監督署

第338号 令和8年7月1日 発行

【1】令和8年度全国安全週間メッセージ



三重労働局長 渡辺 聡

全国安全週間は、「人命尊重」を基本理念に、産業界における自主的な労働災害防止活動を推進し、安全意識の高揚と安全活動の定着を図ることを目的として、長年にわたり継続して実施されてきた取組です。

この間、労使が協調して労働災害防止対策に取り組まれてきた結果、令和7年の三重県内における労働災害による死亡者数は、対前年比8人減少し、過去最少の7人となりました。

一方、休業4日以上死傷者数は、対前年比6人増の2,349人となり、5年連続の増加となっています。令和3年以降、死傷者数は増加傾向が続いており、労働災害防止に向けた取組の一層の強化が求められます。

特に、高年齢労働者の増加等を背景として、転倒や腰痛など、作業行動に起因する死傷災害は依然として増加傾向にあります。

また、令和7年に発生した死亡災害を見ると、墜落・転落に限らず、物の崩壊・倒壊、交通事故、激突されなど、様々な種類の災害が発生しています。

このため、作業内容や職場環境等に応じた的確な労働災害防止対策を講じることが不可欠となっています。

このような状況の下、本年も「死亡災害ゼロ・アンダー2,000みえ推進運動」を展開するとともに、「第14次労働災害防止計画」（令和5年度～令和9年度）に基づき、労使一丸となった取組が重要です。

令和8年度の全国安全週間は、

「多様な人材 全員参加 みんなで育てる安全職場」

をスローガンとして展開されます。

本週を契機として、労働災害防止活動の重要性を改めて御認識いただき、多様な人材が参加した安全で安心な職場づくりに、より一層取り組みましょう。

～ 年度更新はお済みですか～
労働保険の年度更新手続は、**7月10日(金)**までに！

令和8年度の申告・納付期間は、**7月10日(金)まで**です。お手続がまだの事業主様は、期間内のお手続きをお願いします。

【2】令和8年（5月末時点）の労働災害状況

死亡災害は 0 件（前年同期 0 件）

死傷者数は 34 件（前年同期－1 件：－2.9%）

事故の型としては、転倒災害は9件（26.4%）、はさまれ・巻き込まれ災害は7件（20.5%）、墜落・転落災害は5件（14.7%）であり、これら3つの事故の型が熊野署管内における労働災害の6割を占めています。また、年齢別としては、50代が最も多く12件（35.2%）、次いで60代が9件（26.4%）と半数を占めている状況です。引き続き、基本動作の徹底や、運動・体操等の推進による身体能力の向上・維持に努めるようお願いいたします。

【3】令和8年度 STOP!熱中症クールワークキャンペーンについて（再掲）

7月は重点取組期間です！

平成29年から続くSTOP!熱中症クールワークキャンペーンは、今年度も実施されます。

実施期間は、令和8年5月1日から同年9月30日までであり、本年は、令和8年3月に示された「職場における熱中症防止のためのガイドライン」に基づく措置を講じることとされているため、昨年の熱中症に係る改正労働安全衛生法の実施事項とともに、同ガイドラインに基づく措置も講じる必要があります。

なお、昨年の熱中症に係る死亡者数は、前年と比べ50%の減少となっていますが、死傷者数については、約41%の増加となっているため、法令やガイドラインに基づく措置の確実な実施をお願いします。

【4】墜落災害防止強化月間 夏季 7月1日から7月31日まで



令和8年度 墜落災害防止強調月間

あせるな

いそぐな

おこたるな

「墜落・転落」による労働災害は、建設業に関わらず、運輸業のほか、様々な業種で多発し、他の労働災害に比べて被災による重篤度が高くなっています。

三重労働局・各労働基準監督署では、7月と12月を「墜落災害防止強調月間」と定め、墜落災害防止の取組を推進しています。

作業に応じた「墜落によるリスクの低減措置」を図りましょう。



※（ ）の数値、死亡災害を内数で示したものと

【4】墜落災害防止強化月間

1 足場、屋根等からの墜落・転落災害の防止

足場からの墜落災害は、墜落防止措置の不備、労働者の不安全行動や無理な姿勢による作業、床材や手すり等の緊結不備により発生しています。

- ①足場設置のための幅が1m以上確保できる箇所には、本足場を使用しましょう。※
- ②足場には、法令に基づき、手すり、中さん等を設置しましょう。※
- ③足場には、「より安全な措置」に基づき、上さんや幅木などを設置しましょう。
- ④作業床の端、開口部には、囲い、手すり、覆い等を設置しましょう。※
- ⑤墜落制止用器具は、フルハーネス型安全带等高さに応じた物を使用しましょう。※
- ⑥墜落制止用器具を使用するための親綱を必要に応じて設置しましょう。※
- ⑦足場の点検者を指名し、床材や手すり等の点検・補修を行い、氏名と結果を保存しましょう。※
- ⑧組立・解体の作業手順を周知しましょう。
- ⑨新規入場者教育等必要な安全衛生教育を行きましょう。※

※が未実施の場合、法令に抵触することがあります。



2 はしご、脚立や階段からの墜落・転落災害の防止

はしご、脚立や階段における災害は、移動中の足の滑り・踏み外し、はしご脚部の滑り、脚立上においてバランスを崩すことによる災害も発生しています。過去の災害事例を見ますと死亡災害も発生しています。

はしごや脚立の使用の前に、床面の広いローリングタワー（移動式足場）や作業台等の使用を検討しましょう。

- ①はしごの上部・下部を固定しましょう。※
(固定できない時は、他の人が支えてください)
- ②はしごの上端を上端床から60cm以上突出させてください。
- ③はしごの立て掛け角度を75度程度確保しましょう。
- ④はしご、脚立から身体を乗り出さないように作業をしましょう。
- ⑤はしご、脚立の昇降時には手に荷物を持たずに昇降しましょう。
- ⑥脚立の天板に乗って作業をしないでください。
- ⑦移動中、足元の確認を徹底させ、踏み外しを防止しましょう。
- ⑧階段付近は十分な明るさを確保し、足元が見える状態で昇降しましょう。

※が未実施の場合、法令に抵触することがあります。



3 荷役作業時における墜落・転落災害の防止

荷役作業における墜落災害は、荷台作業中の足の滑り、つまずき、体勢を崩すことや、降車時のステップの踏み外し等により発生しています。その他、荷の固定中に固定具が外れた反動で墜落する災害も発生しています。

- ①雨天時等滑りやすい状態で作業を行う場合には耐滑性の靴を使用しましょう。
- ②作業を行う前に作業場所や周辺の床・地面の凹凸などの確認、整理整頓を行きましょう。
- ③トラックの荷台や荷の上での作業及び移動はできるだけ避け、地上での作業や地上を移動することを検討しましょう。
- ④やむを得ず荷台や荷の上で作業をする際は、荷台端部付近で背を荷台外側に向けないようにし、後ずさりしないようにしましょう。
- ⑤テールゲートリフターを使用して荷を積み卸す作業に対して特別教育を実施しましょう。※
- ⑥床面と荷台との昇降について安全に昇降できる設備を設置しましょう。
(積載荷重2トン以上の貨物自動車)。※
- ⑦保護帽を着用しましょう(積載荷重2トン以上の貨物自動車)。

※が未実施の場合、法令に抵触することがあります。



【5】令和8年労働災害発生状況について（令和8年5月末現在速報値）

令和8年 熊野労働基準監督署管内 労働災害発生状況

令和8年5月末現在

業種	前年同期 (令和7年5月末)		令和8年5月末		増減				
	死亡	死傷	死亡	死傷	死亡		死傷		
					数(人)	率(%)	数(人)	率(%)	
合計		35		34			-1人	-2.9%	
製造業	食料品	1		4			+3人	+300.0%	
	繊維工業・繊維製品								
	木材・木製品	1					-1人	-100.0%	
	家具・装備品	1					-1人	-100.0%	
	化学工業			1			+1人		
	窯業・土石								
	鉄鋼業・非鉄金属	1					-1人	-100.0%	
	金属製品								
	一般機械器具								
	電気機械器具								
	造船業	1						-1人	-100.0%
	輸送機械等								
	電気・ガス・水道業								
	自動車整備業・機械修理業								
上記以外の製造業	1						-1人	-100.0%	
小計		6		5			-1人	-16.7%	
鉱業	採石業	1					-1人	-100.0%	
	上記以外の鉱業								
小計		1					-1人	-100.0%	
建設業	土木工事			2			+2人		
	木造家屋建築工事	1					-1人	-100.0%	
	上記以外の建築工事	2		1			-1人	-50.0%	
	その他の建設業	2		1			-1人	-50.0%	
	小計		5		4			-1人	-20.0%
運貨物 輸取 交通 業	道路貨物運送業	1		1			±0人	±0.0%	
	上記以外の運輸交通業			1			+1人		
	陸上貨物取扱業								
	港湾運送業								
小計		1		2			+1人	+100.0%	
第一次産業	農業・畜産業			1			+1人		
	林業	4		2			-2人	-50.0%	
	水産業	2		5			+3人	+150.0%	
	小計		6		8		+2人	+33.3%	
第三次産業	商業	小売業	1		3		+2人	+200.0%	
		新聞販売業			1		+1人		
		上記以外の商業	3				-3人	-100.0%	
	通信業	社会福祉施設	4		5		+1人	+25.0%	
		その他の保健衛生業	4		2		-2人	-50.0%	
	接客 娯楽 業	旅館業	1				-1人	-100.0%	
		ゴルフ場							
		上記以外接客娯楽業			1		+1人		
	清掃業	ビルメンテナンス業							
		産業廃棄物処理業			2		+2人		
		上記以外の清掃業							
	警備業								
	上記以外の事業	2					-2人	-100.0%	
	小計		16		15			-1人	-6.3%

※死亡災害報告、労働者死傷病報告による(前年同月速報値比較)。